

公立病院改革プランの概要

団 体 名		岡山県真庭市							
プ ラ ン の 名 称		湯原温泉病院改革プラン							
策 定 日		平成 21 年 3 月 27 日							
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 25 年度							
病院の現状	病 院 名	真庭市国民健康保険湯原温泉病院							
	所 在 地	岡山県真庭市下湯原56							
	病 床 数	105床							
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、神経内科、呼吸器内科、呼吸器外科、循環器内科、循環器外科、アレルギー科、リウマチ科、皮膚科、肛門外科、リハビリテーション科、放射線科、婦人科、脳神経外科、消化器内科、消化器外科、							
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>○市内北部で唯一の救急告示病院として、市民あるいは観光客の一次、二次救急医療を取り扱っている。救急搬送では、北部地域の過半を担っている。</p> <p>○平成23～27年度を計画期間とする「第6次岡山県保健医療計画」に基づき、県の真庭二次保健医療圏における「へき地医療拠点病院」として5へき地診療所等へ医師の派遣ほか、過疎地域の入院医療を行うなど圏域内の民間医療機関では担うことの出来ない機能を担当する。</p> <p>○市民の疾病予防、健康増進の拠点として集団検診、医療相談、健康講座等の保健衛生活動を行う。</p> <p>○今後更に少子高齢化の進行する中山間地域において、地域住民の生活を守るためにも、住民のニーズに応える地域包括医療の実践が当院が担う役割となる。</p>							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>○病院事業債起債元利償還金の2/3(平成14年度以前分)ないし1/2(平成15年度以降分)の繰入</p> <p>○救急医療に要する経費(普通交付税算定相当額)</p> <p>○不採算地区病院に要する経費(特別交付税算定相当額)</p> <p>○公立病院附属診療所の経費(普通交付税算定相当額)</p> <p>○追加費用(特別交付税算定相当額)</p> <p>○医師等の研究研修費(普通交付税算定相当額)</p> <p>○へき地医療の確保に要する経費(特別交付税算定相当額)</p>							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (見込み)	22年度 (決算)	22年度 (決算-見込)	23年度	備考
	経常収支比率	101.0	101.1	102.8	100.1	101.5	1.4	100.1	
	職員給与費比率	56.0	57.5	57.6	60.1	61.4	1.3	60.9	
	病床利用率	85.8	87.0	89.2	89.0	86.2	-2.8	87.0	
	材料費対医業収益	5.6	5.7	6.2	5.3	5.5	0.2	5.6	
	薬品費対医業収益	17.5	16.6	16.9	18.2	16.1	-2.1	16.9	
	医業収支比率	93.1	93.5	93.0	89.7	91.1	1.4	90.6	
	入院患者1人あたり単価	20,418	20,818	20,813	20,990	20,916	-74.0	21,000	
	外来患者1人あたり単価	9,184	8,998	9,395	9,660	9,486	-174.0	10,000	
	平均在院日数	16.2	18.1	20.4	20.0	20.1	0.1	20.0	
上記目標数値設定の考え方		任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に結びつく指標を選択した。 (経常収支黒字化の目標年度:20年度)							

						団体名 (病院名)	真庭市(湯原温泉病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (見込み)	22年度 (決算)	22年度 (決算-見込)	23年度	備考
年延入院患者数		33,347	33,361	34,204	34,200	33,026	▲ 1,174	35,000	
年延外来患者数		48,393	47,356	45,775	45,800	43,811	▲ 1,989	48,000	
救急患者取扱件数		279	284	323	330	315	▲ 15	330	
手術件数		105	110	117	120	83	▲ 37	90	
健診、ドック、ゆけむり含む		674	744	688	760	690	▲ 70	700	
みとり数		58	64	67	70	98	28	90	
経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	○経営管理機能の強化 部門別コスト、収益の分析、経営効率の測定。 ○顧客満足度のアップ 医療の質の向上、業務の効率化、インフォームド・コンセントの充実、接遇の改善。							
	事業規模・形態の見直し	○平成17年新築移転時に病床数を117床から105床へ12床(10%)削減している。 ○現在105床(一般50床、療養55床)で、病床利用率86%であり、今後も維持に努める。 ○療養55床は、全て医療型である。 ○平成23年4月1日から地方公営企業法全部適用へ移行							
	経費削減・抑制対策	○医薬品、医療材料の調達に当たって種類の見直し(標準化、集約化)などの合理化を行い、競争原理を働かせながら、購入価格の低下を図る。 ○在庫管理を徹底し、遊休品の発生防止、在庫量の適正化を図る。 ○業務量や業務内容の状況を考慮し、適正な職員配置や非常勤職員等の活用を図る。(また、職種間横断的協力体制の確立) ○省エネ対策の徹底(電気使用量のデマンド管理) ○職員による軽微修繕、自前印刷など							
	収入増加・確保対策	○医師確保、看護師等医療スタッフの確保(院内保育の検討) ○医事のみならず、医師、看護師はじめ医療部門においても、診療報酬等による研修を実施し、知識の向上と部門間の連携を強化し請求漏れの削減に努める。 ○地域連携、紹介率の向上による増患対策、空き病床の有効活用など効率的な病床管理による病床利用率の向上、在院日数の短縮。 ○各種健診、ゆけむりドックの充実 ○薬剤師による服薬指導の強化(薬剤管理指導料) ○未収金の徴収、未収金の未発生対策 ○温泉掛け流しの水治療、リハビリやアトピー性皮膚炎等の治療、さらにはメタボリック解消の水中歩行など温泉を最大限に生かした特色ある病院づくりを行い、他地域からの収益確保を図る。							
	その他	○医師、看護師の専門性や知識の向上を図るため、院内研修の実施や外部研修への参加の促進 ○医師の勤務軽減のため、医療補助者を配置し、医師の負担軽減を図る。 ○収益の改善を念頭に職員による経営検討委員会で情報の収集、先進事例の検討など、さらなる経営改善を目指す。							
各年度の収支計画		別紙1のとおり							
その他の特記事項	病床利用率の状況	19年度	85.8%	20年度	87.0%	21年度	89.3%	22年度	86.2%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○病床数の見直し、施設の増改築は当面実施しない。							

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	真庭医療圏唯一の公立病院であり、真庭市北部における唯一の病院である。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	○平成23～27年度を計画期間とする「第6次岡山県保健医療計画」に基づき、県の真庭二次保健医療圏における「へき地医療拠点病院」として5へき地診療所等へ医師の派遣ほか、過疎地域の入院医療を行うなど圏域内の民間医療機関では担うことの出来ない機能を担当している。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	内容 再編、ネットワーク化については、真庭2次医療圏に他の公立病院がなく、また、近隣公立病院には遠く、医療関連性においても、他圏域公立病院との連携が考えにくいことから、再編、ネットワーク化計画は行わない。圏域内に他の公立病院はなく、近隣の各公立病院は、それぞれ地域の中核病院としての役割をはたしており、現段階では難しいが、医師派遣等医療連携については検討を行う。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度	<内容> 公営企業法全部適用(平成23年度移行予定) 「湯原温泉病院のあり方について、公営企業法全部適用を含め、平成20年度、21年度において運営委員会にて検討し、22年度において移行準備」平成23年4月1日から地方公営企業法の全部を適用することとし、平成22年12月、平成23年3月定例議会に関連条例を提案し承認を受ける。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	運営委員会(学識経験者9名)において改革プラン取組状況の、点検、評価を実施。市議会(委員会)で報告。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年1回(8月)	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	真庭市(湯原温泉病院)
--------------	-------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度			23年度
						(見込み)	(決算)	決算-見込み	
						a	b	c=b-a	
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,185	1,232	1,244	1,270	1,236	1,229	▲ 7	1,293
	(1) 料 金 収 入	1,140	1,188	1,200	1,223	1,189	1,182	▲ 7	1,246
	(2) そ の 他	45	44	44	47	47	47	0	47
	うち他会計負担金	44	44	44	47	47	47	0	47
	2. 医 業 外 収 益	192	195	188	217	220	219	▲ 1	211
	(1) 他会計負担金・補助金	172	176	169	196	196	196	0	192
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	2	1	4	4	0	0
	(3) そ の 他	20	19	17	20	20	19	▲ 1	19
	経 常 収 益 (A)	1,377	1,427	1,432	1,487	1,456	1,448	▲ 8	1,504
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,301	1,324	1,331	1,366	1,378	1,349	▲ 29
(1) 職 員 給 与 費 c		699	690	715	732	743	754	11	787
(2) 材 料 費		252	285	278	293	290	265	▲ 25	277
(3) 経 費		160	160	149	153	161	146	▲ 15	162
(4) 減 価 償 却 費		135	133	134	133	128	128	0	121
(5) そ の 他		55	56	55	55	56	56	0	81
2. 医 業 外 費 用		90	89	85	81	77	77	0	75
(1) 支 払 利 息		61	57	54	50	45	45	0	43
(2) そ の 他		29	32	31	31	32	32	0	32
経 常 費 用 (B)		1,391	1,413	1,416	1,447	1,455	1,426	▲ 29	1,503
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 14	14	16	40	1	22	21	1	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)					0	0	0	
	2. 特 別 損 失 (E)	4				0	0	0	
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 4	0	0	0	0	0	0	
純 損 益 (C)+(F)	▲ 18	14	16	40	1	22	21	1	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 124	▲ 110	▲ 94	▲ 54	▲ 53	▲ 32	21	▲ 31	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	714	790	825	910	963	991	28	971
	流 動 負 債 (イ)	121	118	90	88	88	93	5	88
	うち一時借入金						0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)						0	0	
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						0	0	
	差引 不良債務 (オ) [(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)]	▲ 593	▲ 672	▲ 735	▲ 822	▲ 875	▲ 898	▲ 23	▲ 883
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	▲ 70	▲ 79	▲ 63	▲ 87	▲ 53	▲ 76	▲ 73	15	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	99.0	101.0	101.1	102.8	100.1	101.5	1.4	100.1	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 50.0	▲ 54.5	▲ 59.1	▲ 64.7	▲ 70.8	▲ 73.1	▲ 2.3	▲ 68.3	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.1	93.1	93.5	93.0	89.7	91.1	1.4	90.5	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	59.0	56.0	57.5	57.6	60.1	61.4	1.3	60.9	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)						0	0		
地方財政法上の資金不足の割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$						0	0		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率						0	0		
病 床 利 用 率	88.5	85.8	87.0	89.3	87.0	86.2	-0.8	87.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	真庭市(湯原温泉病院)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度			23年度
						(見込み)	(決算)	決算-見込み	
						a	b	c=b-a	
収 入	1. 企業債	7	19	7	5	23	23	0	22
	2. 他会計出資金	85	103	122	122	114	114	0	114
	3. 他会計負担金					0	0	0	
	4. 他会計借入金					0	0	0	
	5. 他会計補助金					0	0	0	
	6. 国(県)補助金			2	3	0	0	0	53
	7. その他					0	0	0	
	収入計 (a)	92	122	131	130	137	137	0	189
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	92	122	131	130	137	137	0	189	
支 出	1. 建設改良費	7	23	13	16	30	30	0	100
	2. 企業債償還金	141	176	213	209	190	190	0	190
	3. 他会計長期借入金返還金				0		0	0	
	4. その他				0		0	0	
支出計 (B)	148	199	226	225	220	220	0	290	
差引不足額 (B)-(A) (C)	56	77	95	95	83	83	0	101	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	56	77	95	96	83	83	86	101
	2. 利益剰余金処分額						0	0	
	3. 繰越工事資金						0	0	
	4. その他						0	0	
計 (D)	56	77	95	96	83	83	0	101	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)									
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度			23年度
					(見込み)	(決算)	決算-見込み	
					a	b	c=b-a	
収益的収支	(12) 217	(12) 220	(18) 213	(7) 241	(7) 243	(7) 242	(0) ▲ 1	(7) 239
資本的収支	() 85	() 103	() 122	() 122	() 114	() 114	() 0	() 114
合計	(12) 302	(12) 323	(18) 335	(18) 363	(7) 357	(7) 356	(0) ▲ 1	(7) 353

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。